

# 北海道受動喫煙防止対策推進プランの概要

## 第1 計画策定の趣旨

「北海道受動喫煙防止条例」（以下「条例」という。）の制定に伴い、道内における受動喫煙防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、条例に規定する普及啓発や学習機会の確保等の防止対策に関する具体的な施策のほか、適切な分煙環境の整備など法と連動した取組等を定めた第2期「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を策定する。

## 第2 計画の位置づけ

条例第8条に規定する「基本計画」の位置付けとする。

## 第3 計画期間

「北海道健康増進計画」の計画期間（令和6年度（2024年度）～令和17年度（2035年度））に合わせ、令和17年度（2035年度年）までの12年間とする。

## 第4 受動喫煙による健康影響

受動喫煙によってリスクが高まる病気には、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があり、年間約15,000人が受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだものと推計されている。

## 第5 道内の状況

|                        |  |
|------------------------|--|
| 1 喫煙の状況                | 2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、本道の成人喫煙率は、20.1%（全国平均16.1%）となっており、男性（28.1%）、女性（13.2%）とともに全国平均（男性25.4%・女性7.7%）を上回っている。  |
| 2 公共施設等における受動喫煙防止対策の状況 | 令和4年度（2022年度）に道が実施した受動喫煙防止対策に関する施設調査によると、第一種施設では93.7%、第二種施設では89.6%、市町村が管理する施設では98.6%、飲食店では84.9%が屋内において、禁煙や分煙などの受動喫煙防止対策を実施しており、健康増進法の改正や条例が制定されたことにより、様々な施設において対策が進められている。 |

## 第6 受動喫煙防止対策の基本的な考え方

- 条例に規定する3つの基本理念について、受動喫煙防止対策を推進するための基本的な考え方とする。
- 1 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを認識し、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指す。
  - 2 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い20歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する。
  - 3 道や道民、事業者、関係団体のそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として受動喫煙防止対策を推進する。

## 第7 受動喫煙防止対策に関する具体的施策

|                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 普及啓発            | 説明会等の開催、ポスター等の配布、ポータルサイトによる情報提供、SNS等による情報発信、子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ     |
| (2) 学習機会の確保         | 受動喫煙防止対策に係る健康教育資材の作成等、20歳未満の者等に対する受動喫煙防止に関する講座等の実施、妊婦等への知識の普及       |
| (3) 市町村及び事業者等の取組の促進 | 学校等の受動喫煙防止措置の促進、公共的施設・飲食店等への支援、飲食店等における受動喫煙防止の表示の促進、市町村や関係団体の取組への支援 |
| (4) 実施状況の調査         | 学校等、第二種施設、公園等の屋外における受動喫煙防止対策の実施状況を調査                                |
| (5) 体制の整備           | 道民の健康づくり推進協議会（受動喫煙防止対策専門部会）、北海道・保健所設置市による受動喫煙対策連携会議 等               |

## 第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進

平成30年(2018年)7月に健康増進法の一部が改正(以下「改正法」という。)され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する方が講ずべき措置等が定められた。

条例は、改正法の内容を踏まえて制定したものであり、道としては、法に規定する受動喫煙防止対策と連動した取組を推進する。

## 第9 その他の取組

条例で規定していない歩きタバコ等の防止や三次喫煙(サードHANDSモーク)への対応について、受動喫煙防止対策と合わせて普及啓発に取り組む。

## 第10 数値目標(主なもの)

| 区 分           |                         | 対 象   | 現状値          |    | 目標値     |     | 数値の出典等           |    |
|---------------|-------------------------|---|--------------|----|---------|-----|------------------|----|
| 普及啓発の実施       | 説明会等の開催箇所数              | 受動喫煙防止に係る説明会等を26道立保健所で開催                              | 26保健所        | R4 | 26保健所   | R17 | 北海道保健福祉部調査       | 毎年 |
|               | 受動喫煙防止対策を実施している市町村数     | 改正法及び条例に関して、ポスター等の配布やSNS等による情報発信など、複数の方法で普及啓発を実施する市町村 | 110市町村       | R4 | 179市町村  | R17 | 北海道保健福祉部調査       | 毎年 |
| 学習機会の確保       | 受動喫煙の防止に係る健康教育等の実施市町村数  | 道が制作した健康教育教材を活用するなど健康教育等を実施する市町村                      | ※22市町村       | R4 | 179市町村  | R17 | 北海道保健福祉部調査       | 毎年 |
| 市町村及び事業者等取組促進 | 学校等の敷地内における受動喫煙防止措置の実施率 | 敷地内で受動喫煙防止措置を実施する保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等       | 100%         | R5 | 100%    | R17 | 北海道保健福祉部調査       | 適期 |
|               | 禁煙としている飲食店等における禁煙表示の実施率 | 店内禁煙である旨を記載した標識を掲示している飲食店及び喫茶店                        | 74.6%        | R4 | 100%    | R17 | 北海道保健福祉部調査(抽出調査) | 毎年 |
|               | 「北海道のきれいな空気の施設」の登録施設数   | 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む第二種施設(飲食店を除く)                        | 2,397施設(現状値) | R5 | 6,000施設 | R17 | 北海道保健福祉部調査       | 毎年 |

※第1期プランの数値目標「道が作成した健康教育教材(DVD)を活用して健康教育等を実施する市町村数」を計上

## 第11 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ着実に推進するため、「道民の健康づくり推進協議会(受動喫煙防止対策専門部会)」において、毎年度、受動喫煙防止対策の推進状況や数値目標の達成状況の評価等を行う。また、令和11年度を目途に、中間評価を行い、受動喫煙防止対策の進捗状況を把握する。